

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年3月1日現在)

I 入院基本料について

当病棟では、1日に15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・9時00分～17時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・17時00分～9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

- ・感染管理委員会(月1回)
- ・医療安全管理委員会(月1回)

III 明細書発行体制について

医療の透明化や、患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望される方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

IV 当院は関東信越厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しております。

※入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)については、別添のとおり

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆精神病棟入院基本料(15対1入院基本料)
- ◆看護配置加算
- ◆看護補助加算1

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆医療保護入院等診療料
- ◆精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ◆精神科作業療法

V 保険外併用療養費及び保険外負担に関する事項

個室使用料、証明書・診断書等につきましては、その利用日数、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

※別添「自費料金一覧表」のとおり

VI 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

VII 相談窓口のご案内

当院では、患者さん・ご家族の皆さんが、入院や外来での不安、苦情、不明な点等あり、相談に乗ってほしいという事柄がありましたら、1階『福祉医療相談室』でお話をお伺いします。

VIII 個人情報保護について

個人情報保護については、別添「個人情報保護方針および個人情報の利用目的について」をご覧ください。

IX 当院は下記のとおり各種保険等の指定を受けています。

保険医療機関／生活保護法指定／労災保険指定医療機関
横浜市指定小児慢性特定疾病医療機関

